

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

NOVEMBER 29TH 2017

■ WEEKLY DIGEST

【貿易・投資】

- 10月の直接投資 対内は前年同月比+2.5% 対外は同▲29.4%
- 12月1日より 一部消費財の輸入関税引き下げ
- 各地で2017年賃上げガイドラインを発表 賃上げ率引き下げ都市は減少

【産業】

- 10月の70大中都市住宅価格 前月比上昇 50都市 前年同月比上昇 60都市

■ RMB REVIEW

- 元高圧力は一時的か

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「財政部、国家税務総局等の技術先進型サービス企業所得税政策を全国に拡大、実施することに関する通知」
- 「輸入減免税貨物監督管理年限の調整に関する公告」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【貿易・投資】

◆10月の直接投資 対内は前年同月比+2.5% 対外は同▲29.4%

商務部は23日、対内・対外直接投資の統計を発表した。

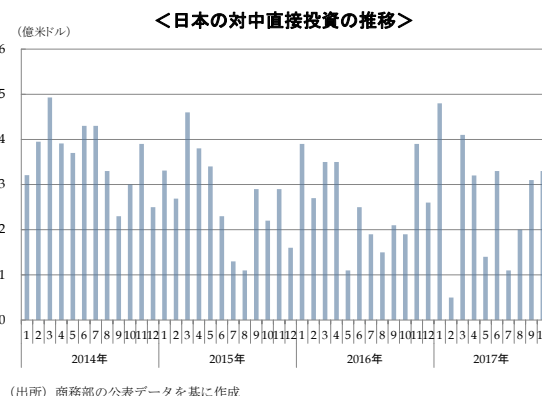
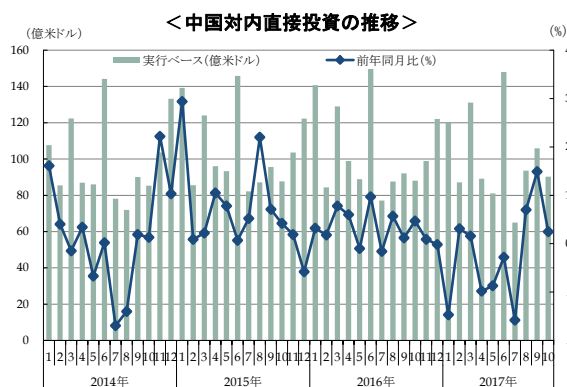
<対内直接投資>

10月の対内直接投資(除く金融業)について、新規設立の外資企業数は前年同月比+104.4%の2,633社、対内直接投資額(実行ベース)は同+2.5%(9月:同+14.9%)の90.3億米ドルと、3ヶ月連続で前年同月を上回った。

1-10月の累計では、新規設立の外資企業数は前年同期比+15.9%の26,174社、対内直接投資額(実行ベース)は同▲2.7%(1-9月:▲3.2%)の1,011.2億米ドルと、累計ベースの投資額は今年に入って前年割れが続いているものの、減少幅は前月より縮小した。

国・地域別では、日本からの直接投資額が前年同期比+8.9%^(※)(1-9月:同+3.5%^(※))の26.8億米ドルと2ヶ月連続で前年同期を上回り、伸び幅も前月より拡大した。EUからは同▲8.8%(1-9月:同▲12.4%)の76.3億米ドル、ASEANからは同▲20.3%(1-9月:同▲22.1%)の43.1億米ドルと減少幅が縮小。一方、米国からは同▲19.1%^(※)(1-9月:同▲16.2%^(※))の28.2億米ドルと減少幅は拡大した。また、「一帯一路」地域からの投資は同▲17.4%(1-9月:同▲19.2%)の46.3億米ドルとなった。※商務部発表の対内直接投資額に基づき当行が計算

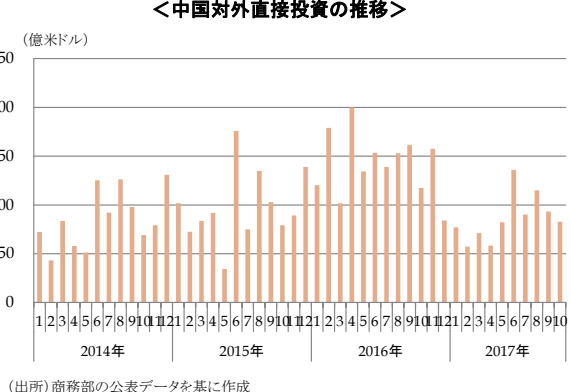
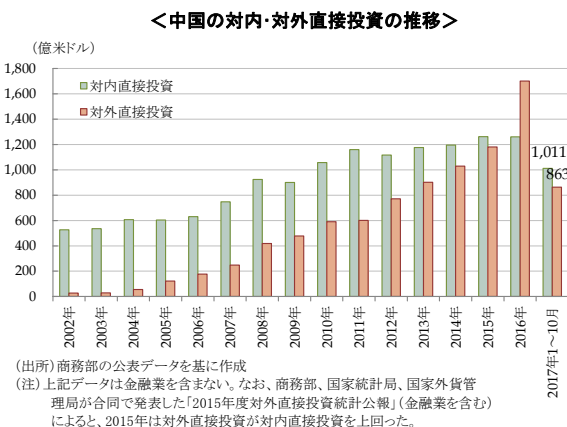
業種別では、製造業への投資が前年同期比+1.1%(1-9月:同+2.4%)の290.0億米ドル、サービス業への投資が同▲4.5%(1-9月:同▲5.1%)の702.8億米ドルとなった。



<対外直接投資>

10月の対外直接投資(除く金融業)は前年同月比▲29.4%^(※)(9月:同▲42.3%^(※))の82.8億米ドル^(※)、1-10月の累計では前年同期比▲40.9%(1-9月:同▲41.9%)の863.1億米ドルと、前年を大きく下回った。※: 商務部発表の1-10月累計の対外直接投資額に基づき当行が計算

1-10月の産業別構成比では、リース・商業サービス業が32.4%、製造業が17.0%、卸・小売業が12.3%、通信・ソフトウェア・ITサービス業が9.9%と対外投資の主要産業となっている。一方、不動産とスポーツ・娯楽業は8月以降3ヶ月連続で新規投資がなかった。



◆12月1日より 一部消費財の輸入関税引き下げ

国務院関税税則委員会は11月22日付で「一部消費財の輸入関税調整に関する通知」(税委会[2017]25号)を公布、2017年12月1日より一部の消費財の関税率を引き下げることを発表した。

今回の対象品目は食品、健康関連品、医薬品、日用品、アパレル、家電製品、文化・娯楽用品等187品目^(注)に亘り、対象品目の平均関税率は従来の17.3%から7.7%へと大幅に引下げられる。

財政部は今回の対象品目の選定基準について、消費財の選択肢の多様化(化粧品、靴・靴、アパレル等)、食品、文化・娯楽・スポーツ等の新興需要への対応(チーズ、洗浄便座、スキー用具等)、健康促進、幼児・高齢者の生活向上(医薬品、サプリメント、粉ミルク等)に資するものとしたと説明。また、国内製造業に対する影響を配慮しつつ、同時に一定の刺激を与えることで国産品の品質向上に繋げる狙いもあったという。

中国政府は消費需要の喚起と高度化する消費者ニーズへの対応を目指し、2015年6月より一部の消費財の輸入関税率を段階的に引き下げてきており、今回は4回目の措置となる。

(注)対象品目の明細、HSコードは、財政部の下記ウェブサイトにてご参照ください。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201711/t20171123_2755506.html

◆各地で2017年賃上げガイドラインを発表 賃上げ率引き下げ都市は減少

2017年11月までに、31の省・直轄市・自治区政府のうち21の省市区が今年の賃上げガイドラインを発表した。

21地域の基準ラインの平均賃上げ率は7.8%^(注)で、2016年にガイドラインを発表した20地域の平均賃上げ率の8.1%^(注)より0.3ポイント鈍化したものの、2016年は20地域のほぼ全てで前年より賃上げ率を引き下げたのに対し、2017年の引き下げは8地域に留まり、8地域が据え置き、2地域は引き上げた(3地域の前年のガイドラインは未発表)。中国労働学会は、2016年に比べ今年の景気が安定していることの表れとの見方を示した。

企業賃上げガイドラインとは、各地方政府の人力資源・社会保障部門が、経済成長、物価水準、失業率等を勘案し、企業に対して示す賃上げ指標で、基準・上限・下限の3ラインが提示される。ガイドラインは、法的強制力を持たないものの、企業は自社の業績・支払能力を踏まえて同ガイドラインを目安に賃金上昇率を調整するほか、労使交渉のベースともなる。

(注)各省市区政府発表の基準ラインに基づき、当行が計算。

＜21地域の賃上げガイドラインの上昇率推移＞

							上段: 基準ライン 中段: 上限ライン 下段: 下限ライン						
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
北京市	11.5%	12.0%	12.0%	10.5%	9.0%	8.5%	福建省	13.0%	13.0%	12.0%	10.0%	8.0%	8.0%
	16.5%	16.5%	16.0%	16.0%	15.0%	14.0%		18.0%	-	-	15.0%	12.0%	12.0%
	4.5%	5.0%	4.5%	3.5%	4.0%	4.0%		4.0%	3.5%	3.5%	2.0%	2.0%	3.0%
天津市	16.0%	16.0%	13.0%	10.0%	9.0%	9.0%	海南省	-	14.6%	13.0%	11.3%	10.4%	9.3%
	22.0%	22.0%	22.0%	18.0%	16.0%	14.0%		16.0%	14.4%	12.3%	11.3%	10.2%	10.2%
	7.0%	7.0%	4.0%	3.0%	3.0%	3.0%		0.0%以下	0.0%以下	4.0%	3.5%	3.0%	3.0%
江蘇省*	-	-	-	-	-	7.0%	山西省	15.0%	-	13.0%	10.0%	7.0%	8.0%
	-	-	-	-	-	3.0%		22.0%	-	20.0%	18.0%	11.0%	12.0%
	-	-	-	-	-	3.0%		4.0%	-	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
山東省	15.0%	15.0%	12.0%	10.0%	8.0%	7.5%	江西省	13.0%	13.0%	14.0%	12.0%	8.0%	8.0%
	22.0%	22.0%	20.0%	18.0%	13.0%	12.0%		18.0%	17.0%	-	-	-	-
	6.0%	6.0%	4.0%	4.0%	3.0%	3.0%		6.0%	6.0%	6.0%	5.0%	3.0%	3.0%
河北省	15.0%	-	14.0%	11.0%	8.0%	8.0%	四川省	13.0%	14.0%	11.0%	11.0%	8.0%	7.5%
	23.0%	-	22.0%	18.0%	13.0%	12.0%		20.0%	20.0%	18.0%	17.0%	13.0%	12.0%
	5.5%	-	6.0%	4.0%	3.0%	3.0%		5.0%	7.0%	4.0%	4.0%	3.0%	3.0%
陝西省	13.0%	-	13.0%	10.0%	7.0%	7.0%	吉林省	15.0%	-	12.0%	8.0%	6.0%	7.0%
	19.0%	-	17.0%	15.0%	11.0%	12.0%		20.0%	-	16.0%	13.0%	11.0%	12.0%
	5.0%	-	6.0%	5.0%	3.0%	3.0%		7.0%	-	4.0%	3.0%	3.0%	3.0%
甘肅省	15.0%	17.0%	14.0%	11.0%	8.0%	7.0%	新疆ウイグル自治区	16.0%	16.0%	15.0%	12.0%	8.0%	8.0%
	19.0%	20.0%	18.0%	16.0%	14.0%	13.0%		20.0%	19.0%	18.0%	15.0%	10.5%	10.5%
	7.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%		6.0%	6.0%	5.0%	3.0%	3.0%	3.0%
雲南省	13.0%	-	12.0%	10.0%	8.0%	7.0%	内モンゴル自治区	14.0%	12.0%	11.0%	10.1%	8.5%	8.0%
	20.0%	-	18.0%	17.0%	13.0%	13.0%		18.0%	17.0%	16.0%	14.5%	13.5%	12.0%
	4.0%	-	4.0%	3.0%	3.0%	3.0%		4.0%	3.5%	3.5%	3.0%	3.0%	2.0%
湖南省	13.0%	13.0%	-	-	8.0%	8.0%	広西チワン族自治区	13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	8.0%	8.0%
	20.0%	20.0%	-	-	13.0%	14.0%		22.0%	19.0%	18.0%	16.0%	12.0%	12.0%
	5.0%	4.0%	-	-	1.5%	2.0%		-	0.0%	2.0%	3.0%	3.0%	2.0%
河南省	15.0%	-	15.0%	12.0%	-	7.5%	寧夏回族自治区	14.0%	15.0%	13.0%	13.0%	8.0%	7.5%
	-	-	-	18.0%	-	12.0%		17.0%	19.0%	17.0%	17.0%	-	13.0%
	4.0%	-	3.5%	3.0%	-	3.0%		0.0%以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%
安徽省	-	-	-	-	-	7.0%	(出所) 各地方政府の発表を基に作成	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	11.0%		-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	3.0%		-	-	-	-	-	-

*江蘇省のガイドラインは各市政府の発表に委ねられる。当該数字は蘇州市の発表に基づく。

【産業】

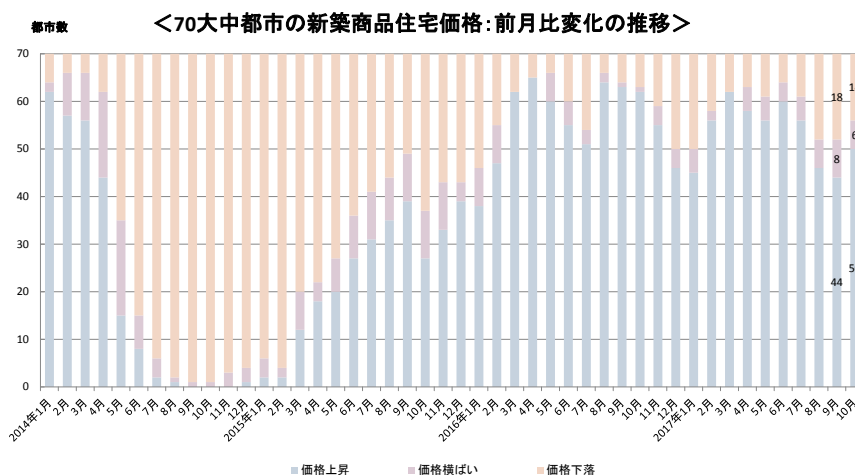
◆10月の70大中都市住宅価格 前月比上昇 50都市 前年同月比上昇 60都市

国家统计局は18日、10月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅価格について、前月比上昇した都市数は前月より6都市増加して50都市、下落した都市は前月から4都市減少して14都市となった。

上昇幅が大きかった都市は、ハルビン市(黒龍江省)の前月比+1.7%、フフホト市(内モンゴル自治区)、南充市(四川省)の+0.9%だった。下落幅が大きかった都市は、蚌埠市(安徽省)の同▲0.6%だった。

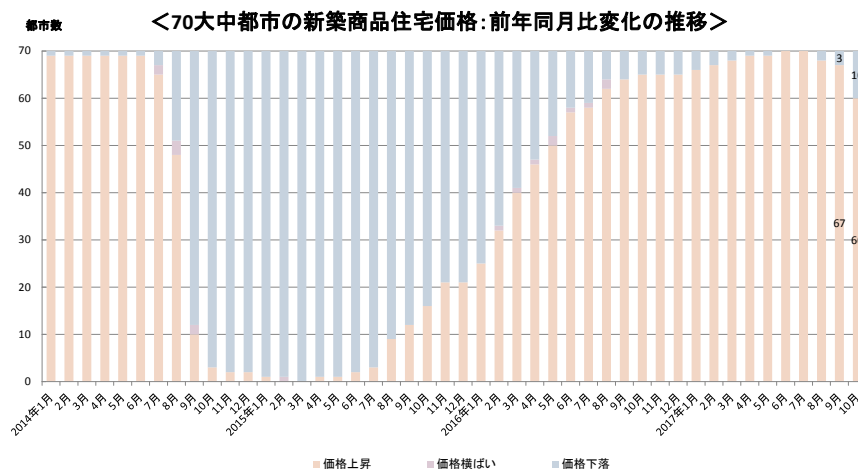
平均上昇幅を見ると、一線都市^(注)は前月の▲0.2%から▲0.1%と下落幅がやや縮小し、二線都市^(注)は前月の+0.2%から+0.3%、三線都市^(注)も前月の+0.2%から+0.3%と上昇幅が拡大した。



一方、前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月より7都市減少して60都市となった。

上昇幅が大きかった都市は、北海市(広西チワン族自治区)の前年同月比+14.5%、西安市(陝西省)の+13.7%、揚州市(江蘇省)の+12.0%、重慶市、韶関市(広東省)の+11.5%。一方、下落したのは、深圳市(広東省)の同▲3.3%、成都市(四川省)の▲1.3%、南京市(江蘇省)、福州市(安徽省)の▲1.1%など10都市だった。

平均上昇幅を見ると、一線都市は13ヶ月連続の縮小で前月から0.5ポイント低下、二線都市は10ヶ月連続の縮小で前月から1.0ポイント低下、三線都市は3ヶ月連続の縮小で前月から0.7ポイント低下となっている。



(注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市

二線都市:省都、副省都都市を含む31都市

三線都市:70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市

RMB REVIEW

◆元高圧力は一時的か

オンショア人民元相場(以下、人民元)は、週初(11/20)6.6330 で寄り付いた。21 日に中国人民銀行(以下、PBOC)が対ドル基準値を元安設定したことから、人民元は一旦は安値となる 6.6421 まで下落した。しかし、22 日には米国のロングウィークエンドを前にしたポジション調整と思われるオフショア人民元(CNH)買いが活発化すると、人民元香港銀行間取引金利(HIBOR)翌日物が 5.97%台(21 日は 2.57%台)まで急騰。これを受け、さらにオフショア人民元(CNH)が上昇する展開となり、これに米国債利回り低下によるドル売りも相まって人民元は週末に約 2 ヶ月ぶりの高値 6.5733 まで上昇した。もともと、週末 24 日にはその HIBOR も再び 2%台へ低下したことから、本稿執筆時点では、人民元も 6.59 台まで反落している。

HIBOR が落ち着きを取り戻したことから、来週の人民元は 6.60 近辺での揉み合いとなりそうだ。中期的にみると構造改革を推進する過程で、当局が人民元安志向を強めると考えられる。実際、18 日に発表された 10 月の新築住宅価格指数は上昇。各地方政府は、住宅価格の高騰を抑制するための政策を強化しているが、中国主要 70 都市中 50 都市の新築住宅価格も前月に比べて上昇している。2016 年 12 月に習近平総書記は「住宅の用途は住むところであり、投機ではない」との見解を示している。今後、住宅価格抑制策が徐々に強化されると見込まれ、景気の下押しが警戒される。かねて指摘の通り、この緩衝材として当局は、景気の下支えを念頭に通貨安志向を強める可能性が高い。また、17 日に発表された 7-9 月期の金融政策報告の中で、PBOC は人民元の双方向への柔軟性を増大させながら相場を安定的に維持する方針を明示した。これは先月の党大会での周小川総裁による「為替レートはさらに柔軟になる」との発言と整合的だ。将来的に PBOC は、日中取引レンジを現行の基準レート±2.0%から拡大させるだろう。いずれも来週早々の材料とはなりにくい。中国は基本的に資本流出圧力にさらされていることもあり、資本規制(人民元安抑制策)が緩和されるに連れ、元安圧力が強まろう。

もともと、足もとでは、既に来月 12 月の米利上げが確実視される中、ドルがほぼ全面安の様相を強めている。この為、来週の人民元は方向感に乏しい値動きとなろう。

(11 月 24 日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	
2017.11.20	6.6330	6.6267~ 6.6377	6.6300	-0.0053	5.9115	0.0153	0.84865	-0.0007	7.8186	-0.0056	3.4000	3553.63	11.21
2017.11.21	6.6400	6.6312~ 6.6421	6.6337	0.0037	5.8975	-0.0140	0.84904	0.0004	7.7849	-0.0337	3.4400	3572.60	18.97
2017.11.22	6.6314	6.6125~ 6.6332	6.6159	-0.0178	5.9062	0.0087	0.84661	-0.0024	7.7805	-0.0044	3.4400	3593.01	20.41
2017.11.23	6.6018	6.5745~ 6.6055	6.5823	-0.0336	5.9251	0.0189	0.84337	-0.0032	7.7968	0.0163	3.4400	3511.65	-81.36
2017.11.24	6.5730	6.5730~ 6.6069	6.6037	0.0214	5.9264	0.0013	0.84580	0.0024	7.8385	0.0417	3.0000	3512.48	0.83

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2017 年 11 月上旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

【政策】

【税】

○「財政部、国家税務総局等の技術先進型サービス企業所得税政策を全国に拡大、実施することに関する通知」(財税[2017]79 号、2017 年 11 月 2 日発布、2018 年 1 月 1 日実施)

情報技術アウトソーシングサービス(ITO)、業務プロセスアウトソーシングサービス(BPO)、ナレッジプロセスアウトソーシングサービス(KPO)に従事する企業に対する企業所得税の優遇措置。従来、一部地区で試行されてきたが、これを全国に拡大するもの。

■優遇措置は、①15%の低減税率を適用、②従業員教育経費支出の損金算入限度額を賃金総額の 8%とし、超過分は翌年度以降への繰り越し可の 2 つ。

■対象企業の条件は、①大学専科以上の学歴を持つ従業員が全体の 50%以上、②年間の ITO、BPO、KPO の収入が全体の 50%以上、③年間のオフショアアウトソーシング収入が全体の 35%以上などを同時に満たしていることで、各省・自治区・直轄市の省級科学技術部門などが制定する認定規則(2017 年末までに制定)により認定を受けること。

■原文は、国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2908867/content.html>

【規則】

【税関】

○「輸入減免税貨物監督管理年限の調整に関する公告」(税関総署公告 2017 年第 51 号、2017 年 10 月 24 日公布・施行)

税関の減免税手続きにより輸入した貨物に対する監督管理期間の調整。船舶、航空機(8 年)と機動車両(6 年)は変わらないが、その他の貨物が 5 年から 3 年に短縮された。これにより、生産設備を免税で輸入した外商投資企業(奨励類企業)が、税関の監督管理期間内に当該設備を売却、あるいは他に転用する場合に、関税が追徴されるが、その期間も短くなる。

■原文は税関総署の下記サイトをご参照。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/738956/index.html>

【工業製品生産許可証】

○「『工業製品生産許可証審査・許可手続き簡素化試行業務細則』の発布に関する公告」(国家品質監督検閲検査総局公告 2017 年第 91 号、2017 年 10 月 27 日公布・施行)

今年 6 月に国务院の決定により、工業製品許可証の取得が義務付けられる 68 品目のうち 17 品目の許可権が中央から地方に委譲されたが、その手続きについての規則。(国务院の決定については、本誌 [2017 年 7 月 5 日号](#)の EXPERT VIEW の解説記事をご参照。)

■申請から受理決定まで 2 日以内(従来は 5 日以内)、受理決定から許可決定まで 10 日以内(従来は事前現場検査が 30 日以内、その後の許可決定が 60 日以内)と大幅に短縮される。なお、許可証発行後、30 日以内に現場検査が行われる。

■対象となる 17 品目は、砥石、飼料粉碎機械、建築ウィンチ、鋼鉄製ロープ、プレストレスト・コンクリート鋼材、同枕、救急設備、特別労働保護用品、電線電纜、耐火材料、建築鋼管足場軽量留め具、建築防

【税】 ○「研究開発費用の税前加算控除の集計範囲の関係問題に関する公告」(国家税務総局公告 2017 年第 40 号、2017 年 11 月 8 日公布、2017 年 1 月 1 日施行) 【規則改正】 ○「国家食品薬品監督管理総局の一部規則改正に関する決定」(国家食品薬品監督管理総局令第 37 号、2017 年 11 月 17 日公布・施行)	水膜、小型クレーン運搬設備、危険化学品包装物・容器、自動車ブレーキオイル、人工板、化学肥料。 ■原文は国家品質監督検閲検疫総局の下記サイトをご参照。 http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlgg_12538/zjgg/2017/201711/t20171108_501789.htm 企業の研究開発費の所得からの追加控除の優遇に関して、控除可能な費用の範囲を示したものの。この優遇は、「企業所得税法」と同「実施条例」に規定されるもので、無形資産を形成せず当期損益に計上する場合は実際に発生した費用を控除した上で 50%の追加控除が可、無形資産を形成した場合は同じく無形資産原価の 150%の追加控除が可とされている。 ■公告では、①労務派遣を含む研究開発人員の賃金・福利費、②消耗材料・燃料費、中間試験・試作用金型などの開発費、固定資産に該当しないサンプル品などの購入費、試作品の検査費、計測器・設備の保守・調整・検査などの費用とそれらのレンタル費、③計測器・設備の減価償却費、④無形資産の償却費、⑤新製品の設計費、新工法の制定費用、新薬の臨床試験費、探査開発技術の試験費、⑥その他の費用について、具体的に規定されている。 ■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2922308/content.html 改正された規則は、「薬品経営許可証管理弁法」(2004 年 4 月 1 日施行)、「インターネット薬品情報サービス管理弁法」(2004 年 7 月 8 日施行)、「薬品生産監督管理弁法」(2004 年 8 月 5 日施行)、「医療器械生産監督管理弁法」(2014 年 10 月 1 日施行)、「タンパク質同化調整物及びペプチドホルモン輸出入管理弁法」(2014 年 12 月 1 日施行)、「食品生産許可管理弁法」(2015 年 10 月 1 日施行)、「食品経営許可管理弁法」(2015 年 10 月 1 日施行)の 8 本。 ■いずれも微修正で、近年の行政改革による工商登記(企業設立)前の許可取得から登記後の許可取得への変更、企業の営業許可証への組織機構コード証などの統合、電子証書の発行、中央から地方への許可権の移譲などをふまえ、申請書類や申請先、交付書類についての規定を変更したもの。 ■原文は国家食品薬品監督管理総局の下記サイトをご参照。 http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0053/217157.html
---	---

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2017 年 12 月 29 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>